

食品安全委員会第715回会合議事録

1. 日時 平成30年10月9日（火） 14：00～14：33

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・遺伝子組換え食品等 1品目
pCHC株を利用して生産されたキチナーゼ
(厚生労働省からの説明)

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ゲンチアナバイオレット」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について

(4) 平成30年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

(5) 食品安全委員会の運営について（平成30年7月～9月）

(6) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、
吉田（充）委員

(説明者)

厚生労働省 森田新開発食品保健対策室長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 pCHC株を利用して生産されたキチナーゼに係る食品健康影響評価につ

- いて
- 資料 2 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<ゲンチアナバイオレット>
- 資料 3 平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について
- 資料 4 平成30年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について
- 資料 5 食品安全委員会の運営について（平成30年7月～9月）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第715回「食品安全委員会」を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森田新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第715回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は6点でございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」、資料1-2が「pCHC株を利用して生産されたキチナーゼに係る食品健康影響評価について」、資料2が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」、資料3が「平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について」、資料4が「平成30年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について」、資料5が「食品安全委員会の運営について（平成30年7月～9月）」でございます。

資料の不足等、ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から10月3日付で遺伝子組換え食品等1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の森田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 新開発食品保健対策室の森田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼いたしますpCHC株を利用して生産されたキチナーゼについて御説明をいたします。資料1-2を御覧ください。

2. のところですが、本品目は、生産性の向上を目的として、*Streptomyces violaceoruber* 1326株を宿主とし、*Streptomyces griseus* NBRC 13350株由来のキチナーゼ遺伝子の導入等を行ったpCHC株を利用して生産されたキチナーゼでございます。

利用目的、利用方法につきましては、従来のキチナーゼと相違はございません。

なお、備考のところでございますけれども、申請者は、本申請品目について、自然界において*Streptomyces*属間で遺伝子交換が行われることが考察されること等から、pCHC株から生産されたキチナーゼは、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものと考えられるとしているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

森田室長、ありがとうございます。

○森田新開発食品保健対策室長 よろしくお願ひいたします。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の吉田緑委員から説明をお願いいたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

それでは、お手元に資料2を御用意ください。動物用医薬品ゲンチアナバイオレットに関する動物用医薬品専門調査会での審議の結果につきましての資料でございます。4ページの要約に沿って御説明申し上げます。

まず、本剤は、遺伝毒性試験の結果より、*in vitro*ではDNA損傷性、突然変異誘発性を示し、その*in vivo*における作用を否定する十分な報告がないことから、ゲンチアナバイオレットが生体にとって問題となる遺伝毒性を示す可能性を否定できないと判断いたしました。

主要な代謝物であるロイコゲンチアナバイオレットについての遺伝毒性に関する情報は得られませんでした。

マウス及びラットを用いた24カ月間発がん性試験の結果から、これらの動物の肝臓等に対する発がん性が示唆されると判断いたしました。ロイコゲンチアナバイオレットを投与する発がん性試験に関する情報は得られませんでした。薬物動態試験、発がん性試験の結果等から、ロイコゲンチアナバイオレットが発がん性を有する可能性は否定できないと判断をいたしました。

動物用医薬品専門調査会は、ゲンチアナバイオレットについては、遺伝毒性を示す可能性を否定できず、発がん性が示唆されたこと、少し説明を加えますと、その発がん性につきまして、遺伝毒性でのメカニズムが関与する可能性を否定できないと判断されたことからADIを設定すべきでないとして判断をいたしました。

詳細については、事務局より補足説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 1ページ戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。審議の経緯を御覧ください。本年8月に厚生労働大臣から残留基準の設定について諮問を受け、その後、動物用医薬品専門調査会において審議が行われました。

5ページの下「7. 使用目的及び使用状況」を御覧ください。ゲンチアナバイオレットは、トリフェニルメタン色素の寄生虫駆除剤です。海外では、魚類の真菌症薬や寄生虫駆除剤などとして使用している国もあります。本製剤の使用の承認や登録を取り下げた国も

ございます。

6ページに行ってくださいまして、ヒトでは、寄生虫や真菌症の治療薬等として使われている場合がございます。日本では、動物用医薬品としては承認をされておられません。

7ページをお願いいたします。冒頭のところに書いてございますように、本評価書では、JECFAの評価書等をもとに、ゲンチアナバイオレットの毒性に関する主な知見を整理しております。

7ページの中ほどから薬物動態試験について、(1)マウスを用いた強制経口投与による薬物動態試験の結果が表1にまとめられております。7日間強制経口投与後、65%以上が糞から排泄され、組織では雌の脂肪、次いで雄の肝臓の順に高い値が検出されました。

8ページから、表2にはラットの試験の結果が記載されておりますが、こちらも同様の傾向でした。

その下の(4)ラットを用いた薬物動態試験では、糞中の代謝物の放射活性の67%がゲンチアナバイオレットの主要な代謝物であるロイコゲンチアナバイオレットであったこと、脂肪中からは代謝物であるロイコゲンチアナバイオレットが検出され、糞からは未変化体が多く検出されたことが記載をされております。

少し飛んでいただきまして、15ページの中ほどから16ページにかけて、表12に遺伝毒性試験の結果を整理し、表の下にまとめを記載しております。まとめは16ページの一番下の行から17ページにかけて記載がございます。*in vitro*では、*Streptomyces typhimurium*を用いる復帰突然変異試験の多くでは陰性でしたが、*E. coli*を用いた全ての復帰突然変異試験とDNA修復試験、哺乳類細胞の染色体に対する損傷試験で陽性でした。また、*in vivo*のマウス骨髄に対するDNA損傷試験は陰性でした。

これらの結果から、ゲンチアナバイオレットは、*in vitro*ではDNA損傷性及び突然変異誘発性を示し、その*in vivo*における作用を否定する十分な報告がないことから、生体にとって問題となる遺伝毒性を示す可能性を否定できないと判断いただいております。

事務的な話で恐縮ですが、戻っていただきまして、16ページ、表12の注書きのところでございます。gのところの書き方が不適切でございまして「代謝物も陽性か」とございませぬが、原著に忠実に「代謝物も親化合物と同様に陽性と思われる」という修正を行いたいと考えております。申し訳ございません。

18ページをお願いいたします。冒頭から亜急性毒性試験について記述がございませぬが、詳細な情報は得られておらず、いずれも参考資料となっております。

中ほどから慢性毒性及び発がん性試験について記載しております。

19ページの表15を御覧ください。マウスを用いた24カ月間慢性毒性／発がん性試験では、肝腫瘍及びA型細網肉腫の有意な増加が見られました。

また、20ページの表17、ラットを用いた24カ月間慢性毒性／発がん性試験では、肝細胞腺腫及び甲状腺ろ胞細胞腺がんの増加が見られました。

これらのラット及びマウスを用いた試験の結果、発がん性が示唆されると判断されてお

ります。

25ページをお願いいたします。JECFAにおける評価を記載しております。JECFAは、2014年に、ゲンチアナバイオレットには遺伝毒性及び発がん性が見られたことから、ADIを設定することは適切でないとしております。なお、ロイコゲンチアナバイオレットについては、発がん性の判断に必要な情報が不十分であるものの、ゲンチアナバイオレットの構造がマラカイトグリーンに類似していること及びロイコマラカイトグリーンの発がん性はマラカイトグリーンよりも強いことから、ロイコゲンチアナバイオレットの発がん性もゲンチアナバイオレットよりも強いものである可能性が高いとしております。

26ページから食品健康影響評価を記載しておりますが、結論につきましては、先ほど吉田緑委員から御説明いただいたとおりです。

本件につきまして、よろしければ、明日、10月10日から11月8日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について」です。まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、説明させていただきます。

8月27日に研究・調査企画会議事後評価部会を開催しまして、平成29年度に終了した食品健康影響評価技術研究の8課題について審議を行い、資料3のとおり事後評価結果を取りまとめました。ここに示す8課題のうち1課題については平成27年度に採択し、3年間研究が実施されたもの、1課題については平成29年度に採択し、1年間研究が実施されたもの、残りの6課題については平成28年度に採択し、2年間研究が実施されたものです。

評価に当たっては、研究の妥当性、目標の達成度、成果の有用性の各観点から8名の研究・調査企画会議事後評価部会構成員が点数で評価を行い、その平均点とこれらの合計として総合評点を示しています。

また、評価所見については、同部会構成員から各課題に対して出されたコメントをもとに議論し、取りまとめたものを示しています。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○橋評価調整官 それでは、資料3に基づきまして御説明いたします。

この事後評価は、研究・調査企画会議が定めております食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針に基づき行われているものでございます。

資料3を2枚おめくりいただきましたところから、終了いたしました8課題の事後評価結果について整理してございます。

まず、1つ目の課題、課題番号1503「食事由来アクリルアミドばく露量推定方法の開発と妥当性の検討および大規模コホート研究に基づく発がんリスクとの関連に関する研究」でございます。

この研究は、日本人のアクリルアミドばく露量を評価し、発がんリスクとの関連を検討することを目的とした研究でございます。研究の結果、2日間秤量法食事記録及び食物摂取頻度調査法によるデータから推定いたしましたばく露量と、陰膳法食品サンプルの分析値との相関が高いことが確認されました。また、推計ばく露量と約15年追跡後のがん罹患リスクを部位別に解析した結果、関連は認められませんでした。さらに、ばく露の生体指標としてAA-ヘモグロビン付加体量を測定した結果、食事記録及び摂取頻度調査による推計ばく露量が多いほどヘモグロビン付加体濃度が高いことが明らかになりました。

評価所見の総合コメントは、「アクリルアミドの摂取量推定方法を開発し、日本におけるアクリルアミド摂取と主要ながんの発生リスクの研究がなされたことは評価できる。食物摂取頻度調査票とヘモグロビン付加体との関係をさらに検討し、今後アクリルアミドの長期摂取の健康影響が明らかになるとよい。」となっております、評価点は総合点が20点満点中の14.8点でございます。

なお、個別コメントにつきましては、時間の都合上、御説明を割愛させていただきます。

続きまして、おめくりいただきまして、2つ目の課題、課題番号1601「経管栄養食品等に含まれるセレン化合物の化学形態に着目したリスク評価及びバイオアベイラビリティに関する研究」でございます。

この研究は、食品やいわゆる健康食品に含まれている9つのセレンの化学形態について、栄養学的な価値と毒性について評価を行ったものでございます。研究結果から、静脈内投与の場合は、化学形態ごとに差異が見られる一方で、経口投与した場合には等しく利用されるが明らかとなりまして、腸内細菌叢の働きによって均一にセレンを利用できる仕組みを有していることが示されました。

評価所見の総合コメントは、「本研究によりセレン代謝における腸内細菌叢の関与が明らかになるなど、セレンの栄養学上の有用な情報が得られた。今後、*in vitro*や実験動物における実験データのヒトへの適用の検討が期待される。」となっております、評価点は総合

で15.9点でございます。

次に、3つ目の課題、課題番号1602「インビボ毒性試験成績のデータベース化とそのインシリコ解析・評価への応用に関する研究」でございます。

これは、食品健康影響評価書を利用いたしまして、毒性試験データベースを追加し、そのデータベースを利用して様々な解析を行った結果、毒性予測に関連する部分構造の同定やカテゴリー、肝毒性予測モデルの構築の検討などが行われた研究でございます。

総合コメントにつきましては、「有害性評価支援システム（HESS）を補完する毒性データベースが構築できたことは意義がある。今後、データの追加や実用化に向けた食品安全委員会の継続的な取り組みが望まれる。」となっており、評価点は総合で15.4点となっております。

なお、本年度においても本研究事業で毒性データベースのデータ追加並びに予測精度の向上のための解析手法について研究が進行中でございます。このように、今後とも引き続きデータベースの充実や実用化への取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4つ目の課題でございます。課題番号1603「食品用ペットボトルから溶出する化学物質の摂取量の推定に関する研究」でございます。

この研究では、食品疑似溶媒への溶出量を高い感度と精度で定量するための迅速かつ簡易な分析法を確立いたしました。さらに、25物質について、短期及び長期の溶出試験を実施しまして、溶出量と推定ばく露量を算出したものでございます。

総合コメントにつきましては、「現在広く使われているペットボトルについて迅速・簡便・高感度・高精度な分析法を確立し、さらに市販品について実態調査まで行い、今まで国内で調査報告のない物質を含む溶出する化学物質の特定及び摂取量を推定するなど目標以上の成果を得られており、高く評価される。」と高評価となっておりまして、評価点は総合で17.6点でございます。

続きまして、課題番号1604「有機ヒ素化合物による発がんメカニズムの解明」でございます。

この研究は、食品中に含まれる無機ヒ素及び有機ヒ素の生体内代謝物であるジメチルアルシン酸による発がん機構の詳細について明らかにすることを目的としたものでございます。研究の結果、ジメチルアルシン酸誘発がんにおいて、エピジェネティックな異常の関与がその発がん機構において重要な役割を果たすことが明らかになりました。

総合コメントは、「ジメチルアルシン酸にばく露された胎仔雄マウスが成熟後に発がんリスクが高いことなどが示されたことは、妊娠期のジメチルアルシン酸ばく露のリスク評価に有用であると考えられるが、この結果がヒトに適用できるかはさらなる検討が必要である。」となっており、評価点は総合で12.9点でございます。

次に、課題番号1605の「血漿マイクロRNAの発現変動を指標とした化学物質の新規毒性評価系の構築・評価研究」でございます。

血漿中のマイクロRNAの発現変動解析法を化学物質の毒性評価系に適用・評価することを目的とした研究でございます。肝障害と腎障害についてラットを用いて研究し、血漿から各病型を診断できるマイクロRNA候補が発見されました。

評価所見の総合コメントは、「本研究は肝臓や腎臓などの臓器障害のバイオマーカーとしての血漿中マイクロRNAを指標とした化学物質の毒性評価系の構築を行い、次世代シーケンサーによる網羅的解析によって候補マイクロRNAの評価を行うなど、基礎研究としてはその成果が評価されるが、食品健康影響評価に直ちに活用することは難しい。今後の発展が期待される。」となっております、評価点は総合で12.5点となっております。

続きまして、課題番号1606「食肉由来腸球菌の抗菌性飼料添加物に対する耐性と多剤耐性伝達性プラスミドとの関係についての調査・研究」でございます。

この研究は、家畜環境中での食肉における多剤耐性プラスミドの出現状況及び伝達性等を明らかにすることを目的としております。

評価所見の総合コメントは、「鶏肉における耐性菌の実態やバシトラシン耐性遺伝子の伝達性についての検討が精力的に進められ、リスク評価につながる研究となった。」となっております、評価点は総合で14.6点となっております。

最後に、課題番号1701「アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究」でございます。

本研究では、アレルゲンを含む食品に関するリスク評価方法が検討され、評価指針の素案としてまとめられました。

評価所見の総合コメントは、「短い研究期間の中で、社会的に大きな問題となっている食物アレルギーに関し、食品の表示等に関する食品健康影響評価指針案をまとめたことは、研究成果として評価できる。アレルゲンを含む食品のリスク評価方法を確立しようとする本研究の目標はおおむね達成されている。」となっております、評価点は総合で14.6点となっております。

なお、これらの8課題のうち3課題、具体的には課題番号1503、アクリルアミド関連のもの、インシリコ解析関連の1602、ペットボトル関連の1603、以上の3課題につきましては、11月19日に食品安全委員会の会議室において一般公開の発表会を開催いたしまして、研究者に成果を御発表いただく予定としてございます。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、事務局は、この8課題の事後評価結果について、該当する研究者に通知してください。

(4) 平成30年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「平成30年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について」です。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 8月27日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会を開催し、平成30年度の食品安全確保総合調査の追加課題について審議を行い、資料4のとおり案を取りまとめました。

詳細については、事務局から説明をお願いいたします。

○橋評価調整官 それでは、資料4に基づきまして、御説明いたします。

2枚おめくりいただきますと、調査課題名と調査目的を記載してございます。「ベンチマークドーズ法に関するガイダンス及び導入支援ソフトウェア等の現状調査」でございます。

食品安全委員会では、ベンチマークドーズ法を過去に主に汚染物質の評価で用いてきたところをごさいますて、今後、より一貫性及び透明性を確保してベンチマークドーズ法を活用するために、評価技術企画ワーキンググループにおいて、同法の活用に関して基本的な考え方や手順等を整理した指針を検討しているところでございます。

指針の作成に当たりましては、海外のリスク評価機関等がベンチマークドーズ法を用いる際の考え方や手順等も整理したガイダンス等が必要となります。また、近年、新たな数理モデル設定方法であるモデル平均化を用いた事例が報告されるなど、引き続き、ベンチマークドーズ法の手法は発展していることから、本法に関連する最新の学術情報も必要となっております。

このため、ベンチマークドーズ法に関しまして、ガイダンス、導入支援ソフトウェア等の情報を含む最新の情報を網羅的に収集いたしまして、食品安全委員会が同法のさらなる活用を図る上での基礎情報を得ることを目的として本調査を実施するものでございます。

以上につきまして、案をお認めいただきましたら、入札公告等、調査の実施に向けた手続を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、平成30年度の食品安全確保総合調査の追加課題については、この案のとおり決定するという事によろしいですね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

事務局は手続をお願いいたします。

年度も半分たってしまっておりますので、迅速に進めていただければと思います。

(5) 食品安全委員会の運営について(平成30年7月～9月)

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全委員会の運営について(平成30年7月～9月)」について、事務局から報告をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、お手元にお配りしております資料5に基づきまして、御説明をさせていただきます。

最初に、食品安全委員会の開催状況が1ページ目から6ページ目まで記載されております。まず、1ページ目、2ページ目は7月分でございます。第703回から第707回までの5回開催されております。

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件といたしましては、そこに記載しておりますとおり8品目1案件につきまして、結果の通知を行っているところでございます。

また、2ページ、(3) その他でございますけれども、改選に伴います委員長の選出及び委員長代理の指名、評価技術企画ワーキンググループで取りまとめられました「新たな時代に対応した評価技術の検討～BMD法の更なる活用に向けて」について承認、平成29年度の当委員会の運営状況報告書を決定しております。

3ページ目、4ページ目は8月分でございます。第708回、第709回の2回開催をされておりました。結果通知案件といたしましては、(2)に記載しているとおりの8品目について結果通知を行っております。

5ページ目、6ページ目を御覧ください。9月分でございますけれども、第710回から第713回までの4回開催しております。食品健康影響評価の結果通知案件としましては、(2)に記載のとおり11品目について通知を行っております。

また、その他といたしましては、食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題、平成31年度のもの決定するとともに、「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」の決定ないし改訂を行っております。

7ページ、8ページが専門調査会の運営状況でございます。ここに記載しております専門調査会をそれぞれ記載のとおり開催し、調査審議を進めているところでございます。

9ページからは意見交換会の開催等ということで、7月及び8月に意見交換会を全部で7回、講座といたしましては7月13日に「みんなのための食品安全勉強会」を大阪で開催しております。

また、講師派遣も全5回、うち委員4回、派遣を行っているところでございます。

10ページをおめくりいただきますと、子ども霞が関見学デーということで、消費者庁と連携をいたしまして「食品と生活の安全について学ぼう！」という子供向けのイベントを開催しているところでございます。

11ページからは情報提供の関係でございますが、まずはFacebookの関係でございます。Facebookを7月はここに記載のとおり19本の記事を公開いたしまして、閲覧件数は約4万2700件。1ページおめくりいただきまして、12ページには8月分でございますが、16の記事を掲載いたしまして、閲覧件数は約5万500件。13ページからは9月でございますが、19記事、約4万4700件の閲覧ということになっております。

15ページからはブログでございますが、記事につきましてはFacebookと同様でございますが、7月は閲覧約3200件、8月は閲覧約2400件、17ページには9月分の記事でございますが、閲覧数約1700件という形になっております。

19ページはメールマガジン【読物版】で、約1万人に配信をしておりますが、それぞれ各月1回ずつ配信を行っております。また、臨時号といたしまして、岐阜県岐阜市の豚コレラの発生についての配信を行っております。

以上で、7月から9月の運営状況の御報告とさせていただきます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

新しい委員の方も来られてから3カ月ですけれども、そこそこ何かやってきたのかなという感じがいたしますが、いかがでしょう。

(6) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週10月16日火曜日14時から開催を予定しております。

また、12日金曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第715回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。
どうもありがとうございました。